

議 会 用 語 解 説

1. 委員会

議会に提案された議案を、専門に詳しく調査したり審査したりする内部機関のことをいいます。議案は詳細に審議される必要がありますが、時間など限られた制約の中では十分に審議しきれない部分があります。そこで、効率よく議会を進めるため、専門分野ごとに分けて審査をします。地方自治法では常任委員会・議会運営委員会・特別委員会を置くことができるとされています。

2. 委員会付託

議案の専門的かつ詳細な審査を担当の委員会（常任委員会など）をお願いすることをいいます。

3. 委員長報告

委員会で詳しく調査・審査した結果やその経過を、委員長が本会議で報告することをいいます。各議員は、これを参考にして議決します。

4. 意見書

市の公益に関することについて、市議会は国会、国、県など関係行政庁に対して考えをまとめた文書を提出することができます。議員が案を提出し、本会議で可否を決めます。

5. 一般質問

議員が、市の仕事の執行状況や将来の方針、疑問点などについて、定例会本会議において市長や教育長などに行う質問のことをいいます。質問する際は議長の許可を得ます。二戸市議会では、質問形式を一問一答方式もしくは一括方式のいずれかを質問者が選択できるものとし、その持ち時間は答弁を含め 60 分以内で、質問時間は再質問を含め 30 分以内と決めています。

※一問一答方式とは、一つの事項に対し、質問と答弁を交互に繰り返す形をいいます。

※一括方式とは、複数の事項を一括して質問し、答弁者もそれぞれの事項について一括して答弁することをいいます。

6. 開会

議会を法的に活動できる状態にすることです。本会議初日に議長が宣言して、議会が始まります。

7. 会期

議会が法的に活動できる期間（開会日から最終日まで）をいい、本会議初日に議決により決定します。会期は「本日から〇月〇日までの〇日間」という定め方をします。招集された当日に会期が決定しなかった場合、2日目以降は会議を開くことができなくなるため、本会議初日の冒頭に会期を決定します。

8. 会議規則

会議がスムーズに行われるように運営の仕方や手続き方法について定めた決まりのことです。これは議会の議決によって定められます。本会議及び委員会の議事手続き、請願の取り扱い、議員の辞職、資格の決定、懲罰、議員の派遣などについて詳しく定められています。

9. 会議時間

二戸市議会では会議時間は午前10時から午後5時までと、会議規則に定めています。

※会議時間の延長・・・午後5時近くになっても審議が終わらない場合、会議時間を延ばすことをいいます。議長が会議時間の延長を宣言することにより、その日の午後12時まで延長することができます。

10. 会議録

会議が開かれた日時・出席者・議題・発言内容など会議のすべてを記録した公文書のことをいいます。会議録は、議会事務局で閲覧できるほか、二戸市役所情報公開コーナー、二戸市立図書館、カシオペアセンター（浄法寺地区）、ホームページでも見ることができます。その会議録が正しいものであると保証するため、二戸市議会では、議長と3名の議員が署名しています。

11. 会派

市政に関して同じ考え方や意見を持っている議員が集まって活動するグループのことをいいます。多数決を原則とする市議会の中において、自らの政策の実現や発言権の確保を目的に、議員2人以上で新設することができます。現議員の所属状況については、ホームページの議員名簿の欄、会派別名簿をご参照ください。

12. 会派代表者会議

各会派間の意見の調整・連絡などを行うために、正副議長と各会派の代表者が協議する会議です。

13. 議案

議会の議決を求めるために、市長または議員もしくは委員会が議長に提出する案件のことをいいます。議員は、意見書、決議、条例などを提案できます。

14. 議案の提出

議案を議会に提出できるのは、市長、議員もしくは委員会となっています。ただし予算案は市長のみ提出できます。議員が提出する場合は、一定数の議員の賛成を必要とします。委員会の場合は委員長名で提出します。

15. 議員派遣

議案の調査など庁舎外で実地調査や研究が必要とする場合、派遣先・期間・派遣議員・目的について議決をし、議会として議員を派遣します。委員会活動の場合は委員派遣といい、議決は要しませんが議長の承認を要します。

16. 議会運営委員会

議会を円滑に運営するため設置されている委員会です。会議の日程や議案・質問の取扱いのほか、会議規則や委員会条例に関することも協議しています。二戸市議会では、各会派から所属人数に応じて選出された委員6人で構成されています。また、会議には、議長と副議長がオブザーバー（会議を監視する役目）として出席します。

17. 議会事務局

議会の庶務的な事務や議長及び議員の職務を補助する組織で、二戸市議会事務局には5人の市職員が勤務しています。

18. 議会図書室

議員の調査研究に資するために、議会に図書室設置が義務付けられています。二戸市議

会図書館は市役所3階にあり、参考図書や刊行物はもちろんパソコンも設置されており、議員の調査研究活動の拠点となっています。

19. 議決

個々の議員の議案に対する賛成か反対か意思表示により、議会全体の意思決定をすることをいいます。原則、出席議員の過半数の賛成を要します。議案の内容により、次のような呼び方があります。

予算・条例・契約・意見書・決議・その他・・・可決（否決）

決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・認定（不認定）

専決処分・・・・・・・・・・・・・・・・承認（不承認）

人事案件・・・・・・・・・・・・・・・・同意（不同意）

20. 議事日程

本会議で審議するその日の予定表のことをいいます。会議の日時、会議に付する事件及びその順序が記載され、議員、執行部、傍聴者に配布されます。

21. 議場

本会議が開かれる場所のことで、二戸市役所の3階にあります。議場には傍聴者（見学者）の席が用意されており、どなたでも傍聴することができます。

22. 議席

議場で各議員が座る指定された席のことをいい、番号と氏名が書かれた札が置かれています。議会出席の際にはこの札を立てます。

23. 議長・副議長

議長は議会の代表であり、議場の秩序を保ちながら議事進行を行います。また、議会の事務を統理する権限も持っています。副議長は、議長が不在のときに議長の職務を務めます。議員選挙後の最初の議会において、選挙により1人ずつ選任されています。

24. 継続審査

定例会・臨時会において提案された事項について結論が出なかった議案は、審議未了となり廃案となります。しかし、会期中に結論を出せないような案件の場合には、次の定例会においても引き続き審査できることとしています。それを継続審査といいます。継続審査とするためには委員会で決定したうえで、本会議の議決を得る必要があります。

25. 決議

議会が行う意思形成行為をいい、意見書と同様のものです。決議は法律に基づくものではなく、政治的効果を期待して議会の意思を対外的に表明するためのものです。

26. 採決

議長が、議案などについて出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することをいいます。挙手や起立、投票による採決のほか、異議がないかを諮る簡易採決などがあります。

27. 散会

その日の議事日程に記載された事項がすべて終了し、その日の会議を閉じることをいいます。閉会は、会議の日程の最終日にすべて終了することをいいます。

28. 視察

政策的に先んじている団体や調査を要する場所に赴き、実態を把握したり関係者から説

明を聞いたりすることです。視察後は、成果を市の施策や事業に取り入れてもらうよう議会において報告を行っています。

29. 質疑・質問

「質疑」は、その時話題になっている議案などについて、提案者にわからない点や詳しく聞きたいことの説明を求めることをいいます。「質問」は、議題とは関係なく市の行政全般について、当局側から報告を求めたり所信を尋ねたりすることをいいます。

30. 執行機関

行政の執行権限を持つ機関をいいます。二戸市の場合、市長、教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会のことを指します。これに対して議会は、「議決機関」といいます。

31. 招集

議会を開くために、市長が議員に日時・場所を定めて集合するよう通知することをいいます。基本的に、招集を行うことができるのは市長です。地方自治法では、開会の7日前までに告示をすることになっています。

32. 上程

議事日程に組み入れ、議題として審議の対象とすることをいいます。

33. 常任委員会

市役所の業務は多岐にわたるため、分野ごとグループ分けをして専門的に調査・審査する機関のことをいいます。二戸市議会では3つ常任委員会を設置し、効率よく話し合いをしています。市役所内の事務・消防・二戸市の全体的なことは総務常任委員会、福祉・教育・保健医療・国保に関することは文教福祉常任委員会、建設整備・産業振興・水道に関しては産業建設常任委員会が担当しています。

34. 除斥

議員が議題となる事件と一定の利害関係がある場合、審議の公平性を保つため参与することができないことをいいます。具体的には、審議が終わるまで議場からその議員を退席させます。除斥の対象となるのは本人だけではなく、配偶者と父母や子どもにも及びます。

35. 審議・審査

「審議」は、本会議において議案などの案件について説明を受け、質疑し、討論をして表決する一連の過程のことをいい、「審査」は、委員会において議案等について議論し一応の結論を出す一連の過程のことをいいます。

※審議未了・・・議案について結論（可決・否決など）が出ないまま定例会が終了することで、提案された議案が消滅することをいいます。

36. 請願

住民などが議会に対し、市の仕事に関することや地域の身近な問題について、文書で実情を訴えることにより、市や国・県に対して何らかの措置を求めることをいいます。提出に際しては、趣旨に賛同する1名以上の紹介議員を必要とします。なお、紹介議員を要しないものを「陳情」といいます。

37. 政務活動費

議員が調査研究などの活動をするため必要な経費のことで、議員報酬とは別に議員個人

に交付されるお金のことをいいます。二戸市では条例を定め、議員一人あたり年額 12 万円まで請求できることにしています。交付を受けた議員は、年度末に活動と支出について精算報告することになっています。各議員の交付状況・精算報告については、ホームページの政務活動費の欄をご参照ください。

38. 全員協議会

通常の会議とは異なり、議員間で共通理解を深めたり意見の調整を行ったりする目的で開催される会議のことをいいます。

39. 専決処分

本来であれば議会において議決または決定すべきではあるものの、議会を招集する時間的余裕がなく急を要するような場合に限り、市長が議会に代わって意思決定できることとしており、このことを専決処分といいます。ただしその場合、直近に開催される議会に報告をして、承認を求めなければなりません。

40. 陳情（「請願」を参照ください。）

41. 追加提案

議案は通常、開会日に提出・上程されますが、会期中の他の日に追加して提案された議案のことを追加議案といいます。たとえば、最終日に提案された追加議案などは、委員会における審査をする時間がないため付託が省略され、詳細な審議は本会議においてなされることとなります。

42. 提案理由説明

議会に提案するおおまかな内容を明らかにし、議会の同意を得られるように提案者が行う説明のことをいいます。

43. 定足数

会議を開くときに最低限必要な人数のことで、地方自治法により、議員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

44. 定例会

市議会には定例会と臨時会があり、定期的に招集される議会のことを定例会といいます。二戸市では年 4 回、3・6・9・12 月に招集することを条例に定めています。

45. 動議

本会議や委員会などで会議の進行の仕方や手続きに対して、議員から行われる提案のことをいいます。提案があった場合には議決を要します。

① 議題とすることを求める事項について、案を備える必要のあるもの（文書）

例) 条例案、条例や予算の修正案、意見書案、決議案など

② 案を備える必要のないもの（口頭）

例) 緊急質問、委員会付託省略、質疑・討論の終結、日程変更、日程追加、休憩など

46. 討論

議題となっている事項が採決される前に、議員が賛成もしくは反対の立場にたって意見を表明することをいいます。討論は、単に意見を説明するだけではなく、まだ賛否を決定していない議員や意見の異なる議員に対し自分の意見に賛同してもらう効果もあります。

47. 特別委員会

常に設置されている常任委員会に対し、特定の事項について詳しく調査するため、必要に応じて（①～⑥のとき）設置する委員会のことをいいます。設置目的が完了したときには消滅します。

- ① 政治的に必要がある事項を審議しようとするとき
- ② 2つ以上の常任委員会にまたがる事項を審議しようとするとき（予算・決算特別委員会はこれにあたります）
- ③ 常任委員会同士が合同して審査を行う連合審査会で目的が果たせないとき
- ④ 総合的な施策を樹立しようとするとき
- ⑤ 地方自治法第100条に基づく調査をしようとするとき（100条委員会と呼ばれるものです）
- ⑥ 議員としての資格や懲罰などを審査するとき

二戸市議会では、毎年3月定例会に予算特別委員会が、9月定例会に決算特別委員会が設置されています。

48. 発議

議会において、議員が議事の対象となるべき問題を議長に提出することをいいます。

49. 反問権

本会議において、議員の質問に対して、答弁者が質問の論点・争点を把握するため反問を行う権利のことをいいます。双方が質問しあえることにより論点が明確になります。反問は、議長の許可を得て行います。

50. 表決

議員が議案に対して、賛成または反対の意思を表明することをいいます。意思表示する議員の側からは表決といいますが、議長の側から議員の表決を採ることを採決といいます。また、賛否の多少により決定することを議決といいます。

51. 附帯決議

議案を議決するにあたり付け加える議会の希望意見のことをいいます。法律的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。

52. 閉会

議会の法的な活動能力を失わせることです。会期の最終日に定例会や臨時会日程を終了することをいい、閉会後は会議を開くことはできません。ただし、その会期中に結論を出すことができない案件について、委員長から議長に継続審査の申し出があった場合に限り、閉会中でも引き続き審査できるものとしています。

53. 本会議

定例会や臨時会において議員全員で構成する会議のことをいいます。本会議では、議案などの審議や市議会としての最終的な意思決定（議決）をするほか、定例会では各議員が市政全般についての質問を行います。本会議の議事は議長が行い、会議の結果については、議長が会議録とともに市長に報告することになっています。

54. 臨時会

定例会のほかに臨時に開催する必要がある場合などに随時招集され、告示した付議事件に限り審議する会議をいいます。